

令和 2 年度愛媛支部事業計画（案）

令和2年度 事業計画（愛媛支部）

分野	具体的施策等
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>■赤文字： 新規計画</p> <p>■青文字： KPI・支部目標</p> </div>	<p>【目的・目標】</p> <p>基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底する。 併せて日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制の定着を図り、業務の生産性を向上させる。</p> <p>(1) サービス水準の向上【業務グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 <p>■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする（参考：令和元年11月末現在100%） ②現金給付等の申請に係る郵送化率を91.5%以上とする（参考：令和元年11月末現在86.7%）</p> <p>(2) 現金給付の適正化の推進【業務グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正の疑いのある事案については、支部保険給付適正化プロジェクトチームを活用し、必要に応じて事業主への立入検査を行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われるものや、いわゆる「引き続き」や「傷病転がし」によって傷病手当金の法定期間を超えての受給を目的とすることが疑われるものについて重点的に審査を行う。 <p>■支部目標：愛媛支部保険給付適正化プロジェクトチーム会議の定例開催回数4回（四半期毎）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金と老齢又は障害厚生年金、労災休業補償給付との併給調整について、進捗管理を徹底のうえ確実に実施する。 <p>(3) 効果的なレセプト点検の推進【レセプトグループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システム点検を効果的に活用するとともに点検員のスキルアップを図り、効果的なレセプト点検を推進する。 <p>■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率を対前年度以上とする （参考：平成30年度0.267% 平成30年度上期0.279% 令和元年度上期0.270%）</p> <p>(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外傷による受診者については、負傷原因の照会を行い、未提出者に対しては再照会、再々照会を確実に実施し、第三者による行為が原因の場合は、適正かつ確実な求償事務を行う。また、求償状況の進捗確認を行い適切な請求を実施す

る。

- ・ 労災に該当するものは健康保険が使用できないこと及び第三者行為による傷病届の提出促進を目的としたリーフレットの配布や広報を行い、保険証の適正使用にかかる啓発を実施する。

(4) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化【業務グループ】

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や、いわゆる「部位転がし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に関して、加入者への文書照会を実施する。

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

（参考：令和元年10月末現在 0.40%）

■支部目標：多部位・頻回・部位転がし申請月例照会数300件以上

(5) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進【業務グループ】

- ・ 受領委任制度に織り込まれた「文書による医師の再同意の有無」等の不正請求対策にポイントを置いた審査を実施し、不正の疑いがある案件は厚生支局への情報提供を行う。

(6) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進【業務グループ・レセプトグループ】

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽからの保険証未回収者に対する返納催告を行う。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告を行うほか、社会保険労務士・健康保険委員・保険証回収率が低い事業所への働きかけを行う。また、日本年金機構に対しても、被保険者証回収不能届の添付徹底を重ねて申し入れする。

■KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする

（参考：令和元年10月末現在 94.46%）

- ・ 債権管理回収計画を策定し、発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きを積極的に実施し返納金債権の回収率の向上を図る。

■KPI：資格喪失後受診に係る返納金債権の回収率を対前年度以上とする

（参考：平成30年度 61.89% 平成30年度上期 33.45% 令和元年度上期 50.18%）

■KPI：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

（参考：平成30年度 0.040% 平成30年度上期 0.035% 令和元年度上期 0.034%）

	<p>(7) 限度額適用認定証の利用促進【業務グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主や健康保険委員に対する広報（研修会・納入告知書封入チラシ・メールマガジン等）を実施するとともに、地域の医療機関や市町と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 <p>■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする （参考：令和元年8月末現在 78.3% ※県内20市町全てと158医療機関に申請書配置済）</p> <p>(8) 被扶養者資格の再確認の徹底【業務グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 <p>■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする （参考：平成30年度 89.70%）</p> <p>(9) オンライン資格確認の円滑な実施【レセプトグループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在協会けんぽが独自に実施している医療機関における資格確認について、引き続き利用率の向上に取り組む。 <p>■KPI：USBを配布した医療機関における利用率を93.8%以上とする （参考：平成30年度 74.1% 令和元年度上期 93.8%）</p>
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>【目的・目標】</p> <p>戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン（第4期）、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するとともに、ビッグデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。</p> <p>(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施【企画総務グループ・保健グループ】</p> <p>愛媛支部生活習慣病予防健診結果データにおいて、収縮期血圧$\geq 130\text{mmHg}$の者の割合が多い等、血圧に関して課題があるため、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）として、血圧対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 上位目標：愛媛県新規透析導入患者数522名（平成27年）を400名（平成27年全国平均並）に減らす ■ 中位目標：① 収縮期血圧$\geq 130\text{mmHg}$の者の割合が、男性については43.4%（平成27年度愛媛支部平均）から38.2%（平成27年度全支部平均）に、女性については28.8%（平成27年度愛媛支部平均）から24.4%（平成27

年度全支部平均)に改善する

② 高血圧 (≥140/90mmHg または服薬) の者の割合が、男性については 39.9% (平成 27 年度愛媛支部平均) から 36.5% (平成 27 年度全支部平均) に、女性については 24.5% (平成 27 年度愛媛支部平均) から 21.7% (平成 27 年度全支部平均) に改善する

① 特定保健指導実施による血圧高値者の減少

- ・ 特定保健指導対象者に対して、保健指導期間中に食塩摂取量尿検査や食塩含有濾紙検査等の簡易検査を実施し、減塩意識を高め、血圧高値者の減少を図る。
- ・ 特定保健指導対象者に対して、活動量計の貸出しを行い、運動習慣の定着から減量へ結びつけ、血圧高値者の減少を図る。
- ・ 食塩摂取量尿検査実施者の健診結果を分析し、検査導入による効果検証を行う。

② 事業所における血圧高値者対策の推進及び事業所に向けた高血圧予防・改善方法の周知広報

- ・ 事業所従業員向けの食や運動をテーマとした出前講座を開催し、運動習慣の定着や減塩意識を高め、血圧高値者の減少を図る。
- ・ 減塩啓発ポスター、階段利用促進ポスター等の事業所掲示物を配布し、血圧管理に対する意識を高める。
- ・ 事業主又は事業所担当者から高血圧要治療者 (≥160/100mmHg) への受診勧奨実施依頼を行う。
- ・ 事業所向け納入告知書同封チラシ、メールマガジン及びラジオCMによる周知広報を行う。
- ・ ホームページにおける周知・広報 (ポスター・チラシのダウンロード) を行う。
- ・ 事業所担当者事務研修会及び健康保険委員研修会等の事業所向け研修会を活用した周知広報を行う。

③ コラボヘルスの推進

- ・ 協会の保健師・管理栄養士が事業所と健康づくりに向け協力・連携した取組を行い、健康経営を推進する。
- ・ 各種経済団体、業界団体等と連携し、愛媛支部が実施する健康宣言事業である「健康づくり推進宣言」への参加勧奨を行う。
- ・ 健康・医療データを事業所単位で見える化した情報提供ツール「健康つうしんぼ」を健診受診者数 10 名以上の事業所

に対して送付することを契機として「健康づくり推進宣言」への参加勧奨を行う。

- ・事業所における「健康づくりのヒント」として、事業所における健康づくりの具体的な取組をまとめた取組事例集を作成し、ホームページへの掲載や事業所に提供することにより、好事例の横展開を図る。
- ・「健康づくり推進宣言」のロゴマークを作成し、宣言事業所が名刺やホームページへの掲載など、対外的に使用可能とすることにより、健康宣言事業の普及・推進を図る。
- ・「健康づくり推進宣言」の参加特典として、「体組成計」「簡易肺年齢測定器」「血圧計」など健康器具の貸出しや、「季節の健康冊子」「健康カレンダー」「健康情報入り卓上ホルダー」など健康情報ツールの提供、ウォーキングアプリの提供等により、事業所における健康づくりの推進を図る。
- ・愛媛新聞社の「愛 GIVER project」に協賛することにより、がんに対する意識向上を図るとともに、事業協賛により掲載できる新聞広告に「健康づくり推進宣言」及びインセンティブ制度に関する記事を掲載する。
- ・経済産業省が制度設計を行う「健康経営優良法人認定制度」の申請開始時期に合わせて、健康づくりに積極的に取り組む事業所の取組事例紹介を中心とした健康経営セミナーを開催する。
- ・商工会議所会報誌、業界団体会報誌、地元経済情報誌等に、「健康づくり推進宣言」及びインセンティブ制度に関する記事を掲載する。

④ 愛媛県は高血圧が課題である旨の周知及び特定健診受診率の向上

以下の施策を実施し、特定健診受診率の向上を図るとともに愛媛県は高血圧が課題である旨の周知・広報を行う。

- ・健診機関への高血圧関連ポスター及びチラシ設置による広報
- ・愛媛支部ホームページ、納入告知書同封チラシ、メールマガジン、ラジオCM等の各種媒体を活用した広報

⑤ 効果検証の実施

- ・愛媛支部生活習慣病予防健診結果データでの血圧関連指標における効果検証に加え、「健康つうしんぼ」送付時アンケート、イベント開催時アンケート等により、事業所の血圧対策推進度、加入者の血圧管理に対する意識等も調査し、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）におけるPDCAサイクルを回す。
- ・「健康づくり推進宣言」事業に関し、健診データ等を用いた効果分析を行う。

⑥ 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

健診の受診勧奨対策

- ・生活習慣病予防健診を受診していない事業所に対し、受診意欲を高めるような案内文書等を送付し、効果的な受診勧奨を行う。
- ・公民館等で集合健診を開催し、近隣の未受診者個人に対し文書受診勧奨を行う。
- ・健診機関との協力・連携の強化により、事業者健診から生活習慣病予防健診への切替勧奨や協会けんぽ健診受入枠の拡大など、生活習慣病予防健診受診者数向上を図る。
- ・外部委託を活用し、事業者健診結果データの取得を促進する。
- ・利便性の高い会場選定や興味を引くオプション検査を付加した協会けんぽ主催の無料集団健診を実施する。
- ・GIS(地理情報システム)により集団健診会場の近隣に居住している未受診被扶養者を抽出し、効果的な文書受診勧奨を行う。

【数値目標】

- 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:207,691人)
 - ・生活習慣病予防健診 受診率 62.6%(受診見込者数:130,000人)
 - ・事業者健診データ 取得率 3.9%(取得見込者数:8,000人)
- 被扶養者(受診対象者数:59,282人)
 - ・特定健康診査 受診率 33.7%(受診見込者数:20,000人)

■ KPI: 健診受診率を59.2%以上とする

- ① 生活習慣病予防健診受診率を62.6%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を3.9%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を33.7%以上とする

⑦ 特定保健指導の実施率の向上

保健指導の受診勧奨対策

- ・健診機関に対して、意見交換会や研修会開催などにより連携を強化し、健診機関による健診当日の特定保健指導の拡大を図る。

- ・協会職員による文書・電話・訪問勧奨を行うとともに外部委託も活用した勧奨を実施する。
- ・事業所への巡回健診時に、検診車と合わせて特定保健指導が実施できる事務所型車両を配置するなど、面談スペースを確保し、協会の保健師・管理栄養士による健診当日の特定保健指導を実施する。
- ・商業施設等にて血管年齢測定等を付加した休日特定保健指導を実施する。
- ・食塩摂取量尿検査・食塩含有濾紙検査・活動量計等ツールを活用した特定保健指導を実施し、継続率の向上を図る。

【数値目標】

- 被保険者（特定保健指導対象者数：27,738人）
 - ・特定保健指導 実施率 21.4%（実施見込者数：5,940人）
 - （内訳）協会保健師実施分 16.3%（実施見込者数：4,520人）
 - アウトソーシング分 5.1%（実施見込者数：1,420人）
- 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,700人）
 - ・特定保健指導 実施率 29.4%（実施見込者数：500人）

■ KPI：特定保健指導の実施率を21.9%以上とする

⑧ 重症化予防対策の推進

(a) 未治療者に対する受診勧奨

- ・未治療者のうち、重症度が高い者（二次勧奨対象者）に対して文書による医療機関受診勧奨を実施する。（二次勧奨実施予定人数 1,200人）
- ・文書による受診勧奨と合わせて、協会の保健師による電話・訪問による受診勧奨を実施する。
- ・健診当日の健診結果で血圧が要治療・要精密検査と判定された者に対して、健診直後にそのまま生活習慣改善に向けた保健指導と医療機関受診勧奨を健診機関への外部委託により実施する。

(b) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・糖尿病性腎症患者で重症度が高い者に対象者に対して、面談による重症化予防プログラムへの参加勧奨を実施する。重症化予防プログラムの実施は、主治医よりプログラム参加に関する指示書を取得のうえ、外部委託により実施する。

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

① 本部が実施する加入者を対象とした理解度調査の結果を踏まえて、以下の媒体による広報を行う。

- ・ 愛媛支部ホームページ
- ・ 納入告知書同封チラシ
- ・ 愛媛社会保険協会発行「社会保険えひめ」
- ・ 事業所担当者向けメールマガジン
- ・ 任意継続被保険者向けメールマガジン
- ・ ラジオCM

■ KPI：広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

(参考：令和元年度加入者理解率 47.7%)

② 健康保険委員が委嘱されていない一定規模以上の事業所に対して、文書及び電話による委嘱勧奨を実施し、健康保険委員委嘱者数の増加を目指す。

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合（被保険者カバー率）を53.0%以上とする

(参考：令和元年11月末現在 51.87%)

③ 健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員のニーズに対応した研修会を日本年金機構と共同で開催するとともに、メールマガジン発行、新規委嘱者への事務手続き配布等による情報提供を実施する。

■ 支部目標：メールマガジン新規登録数（純増数） 200件

(参考：令和元年12月5日現在 登録数 1,453件)

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 本部から提供されるジェネリックカルテを活用し愛媛支部のジェネリック医薬品使用率に大きな影響を及ぼしている医療機関及び調剤薬局の実情を把握し、阻害要因の解消につなげる。
- ・ 本部から提供される「情報提供ツール」を活用し、自機関のジェネリック医薬品使用割合等が分かる「ジェネリック医

薬品に関するお知らせ」を医療機関及び薬局へ送付する。

- ・ジェネリック医薬品の使用率が低い乳幼児世代の親に向けたジェネリック医薬品使用促進チラシを作成し、市町への設置を依頼する。
- ・各種イベントにおいて、ジェネリック医薬品の使用率が低い乳幼児世代の親に向けた医薬品セミナーを開催しジェネリック医薬品使用促進に向けたチラシを配付する。
- ・愛媛県薬務衛生課とジェネリック医薬品使用促進セミナーを共催する。
- ・愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」を使用したジェネリック医薬品希望シールおよびお薬手帳カバーを作成し、薬剤師会と連携し薬局窓口や各種セミナー等にて配付する。
- ・スマートフォンやタブレット端末等から発せられる位置情報を活用し、ジェネリック医薬品の使用割合の低い調剤薬局にいる人にピンポイントでスマートフォン等の通信端末へ普及促進広告を発信する。

■ KPI：愛媛支部のジェネリック医薬品使用割合を 77.4%以上とする

(参考：令和元年7月現在 73.0%)

(4) インセンティブ制度の本格導入

- ・令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、加入者に届く制度の周知広報を丁寧に行う。
- ・無料生活情報誌にインセンティブ制度に関する記事を掲載することにより制度の周知広報を行う。
- ・駅看板の活用により、愛媛県の健康課題（高血圧等）の周知と併せてインセンティブ制度の周知広報を行う。

(5) オンライン資格確認の円滑な実施に向けたマイナンバーカード普及促進

国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。

(6) 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

① 医療費データ等の分析

- ・協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール

	<p>等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康づくり推進宣言」事業に関し、健診データ等を用いた効果分析を行う。 ・外部有識者の意見を取り入れることにより、データ分析の質の向上を図る。 <p>② 外部への意見発信や情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 <p>■ KPI：他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする (参考：令和元年度 100%)</p> <p>■ KPI：「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>【目的・目標】</p> <p>保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、OJTを中心に据えた各種研修の充実により、自ら育ち組織を変えていける人材を育成する。</p> <p>(1) 適切な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週次会及び月例幹部会を開催し、支部内ガバナンスの徹底及び組織目標達成に向けた業務進捗状況の確認を行う。 <p>(2) 職員の労務管理</p> <p>以下の施策の実施により超過勤務の縮減および職員の健康の保持増進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーの実施（水曜日及び金曜日） ・業務進捗管理の徹底 ・衛生委員会の適切な運用 <p>■ 支部目標：各グループにおける職員一人当たり超過勤務時間が前年度実績を下回る</p>

(3) コンプライアンスの徹底とリスク管理

- ・ 支部内研修等を通じ、情報セキュリティ及び個人情報保護を始めとしたコンプライアンスの徹底を図る。
- ・ 年2回、支部内自主点検を行う。
- ・ 毎月、2人1組による個人情報取扱点検を行う。

(4) 新規学卒者採用活動の実施

- ・ 新規学卒者応募の増加に向け、愛媛県内の4年制大学（愛媛大学・松山大学）への働きかけを行う。

(5) OJTを中心とした人材育成

- ・ 業務管理を通じたOJTを中心としつつ、以下の研修を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
① ハラスメント研修 ② メンタルヘルス研修 ③ 情報セキュリティ研修 ④ 個人情報保護研修
⑤ コンプライアンス研修 ⑥ ビジネススキル研修 ⑦ ①～⑥以外の独自研修の企画・実施
- ・ 本部幹旋通信教育講座等を利用した自己研鑽活動を推奨する。

(6) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達事務における競争性及び公平性・公正性を確保する。中でも、調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。そのために、参加が見込める業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20.0%以下とする

なお、今年度において一般競争入札件数が4件以下となる場合は一者応札件数を1件以下とする

(7) ペーパーレス化の推進

- ・ 戦略的機能の発揮には、一層の事務効率化による適切な人員配置が求められることから、支部におけるペーパーレス化の検討を進める。

(8) 事務処理誤り発生防止対策の徹底

各種関係法令の遵守を基本とし、以下対策の徹底により事務処理誤り発生防止を図る。

- ・ 業務処理マニュアルに基づく事務処理
- ・ 人事異動時の確実な事務引き継ぎ
- ・ 過去に発生した事務処理誤り案件の再発防止
- ・ 「ヒヤリハット事例」の共有
- ・ 業務改善提案の推進

コロナヘルス事業 情報提供ツール	(新規)	季節の健康情報冊子配布	798,160
	(新規)	健康カレンダー配布	559,020
	(新規)	健康情報入り卓上ホルダー配布	668,800
	(新規)	ウオーキングアプリの提供	990,000
	(新規)	健康器具の貸出し	205,920
	(新規)	「健康づくり推進宣言事業所」「健康づくり優良事業所」ロゴデザイン	264,000
	(継続)	支部主任健康経営セミナーの開催	164,000
	(継続)	健康関連ポスター配布	297,000
	(継続)	「健康づくり推進宣言」パンフレット作成	123,200
	(継続)	事業所健康づくり事例集作成	368,500
コロナヘルス事業経費	(継続)	事業所情報提供ツール「健康つうしんぼ」の作成	4,439千円
			3,206,160
			7,646千円

その他の保健事業	(継続)	特定保健指導対象者に対する食塩摂取量検査の実施	1,980,000
	(継続)	特定保健指導やイベントでのソルセイブ検査の実施	99,000
	(新規)	健診機関への高血圧関連ポスター掲示及びチラシ設置	239,800
保健事業計画アドバイザー経費			0千円
			2,319千円

予算枠 53,781千円
計 53,367千円